

平成26年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査による調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目の調査は3の調査方法により、平成26年8月の報告までに実施。

(2) 2回目の調査は3の調査方法により、平成26年12月(府立)、27年1月(小中)の報告までに実施。

(3) 2回目以降の調査については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成27年3月末までに実施。

(4) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施。

5 結果の集計

(1) 調査結果は次の3段階で集計する。

【1段階】児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

【2段階】1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。

※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある(あった)ものとする。

(例) ・1段階の中で未解消の状態のもの(解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。)

【3段階】・2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

・2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。

その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

(2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

(3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。